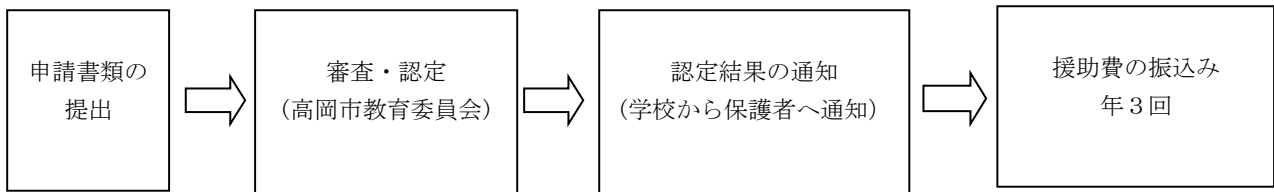


## 4. 申請の手続きから援助費の振込みまで



	項目	内容
1	申請場所	申請に必要な書類の配布及び受付はお子さんを通っている学校で行います。
2	申請期間	学校ごとに受付開始日、受付終了日が異なります。 <b>事前に学校へお問い合わせください。</b>
3	認定通知	認定結果は学校を通じて保護者へお知らせします。
4	支給方法	原則、年3回（7月末・11月末・3月中旬を予定）保護者の口座へ振り込みます。支給日・支給金額等は決定後、学校を通じて保護者へお知らせします。
5	その他	年間を通じて受付を行います。申請月により認定月は異なります。また、援助の開始は認定日以降となります。

## 5. よくある質問

- Q 現在、小学校で認定を受けています。中学校に入学するときに必要な手続きはありますか？
- A 引き続き認定となりますので手続きの必要はありません。ただし、振込口座の変更がある方は学校に申し出てください。また、市外等へ転出される場合は、転入先の学校または市町村教育委員会にお問い合わせください。
- Q 高岡市へ引っ越しました。課税・非課税証明書はどちらで発行されますか？
- A 今年1月1日に住民票のあった市町村からお取り寄せください。
- Q 課税・非課税証明書とは、所得証明書のことですか？
- A 違います。課税・非課税証明書と所得証明書は別の書類になりますので、ご注意ください。
- Q 現在、就学援助を受けていますが、毎年手続きは必要ですか？
- A 年1回、世帯状況の確認と所得に関する審査があります。
- Q 現在、児童扶養手当の申請中で手元に証書がありません。すぐに申請したい場合はどうしたらいいですか？
- A 課税・非課税証明書、または市・県民税通知書のコピーを提出してください。なお、児童扶養手当証書が届き次第、改めてそのコピーを提出してください。
- Q 海外から帰国・入国しました。所得に関する証明書が発行されない場合はどうしたらいいですか？
- A 学校教育課へご相談ください。

## 6. 問合せ先

詳しくは学校、または学校教育課（TEL：20-1451）までご相談ください。  
<http://www.city.takaoka.toyama.jp/kosodate/shugaku/index.html>